

國第十回 參議院運輸委員會會議錄第十一號

(第十二部)

昭和二十六年三月二十一日(木曜日)午
前十時二十三分開会

卷之三

○低性能船舶買入法の一部を改正する
法律案（山縣勝見君外四名発議）

○但し専用船舶買入法の規定により國か
ためにする賣扱に関する法律案（山
縣勝見君外四名発議）

○船舶職員法案（内閣提出）

○一般運輸事情に関する調査の件

（航空事業に関する件）

（通運事業に関する件）

○(船舶職員法案(内閣提出))
○一般運輸事情に関する調査の件
(航空事業に関する件)
(通運事業に関する件)

卷之三

○委員長(植竹春彦君) 只今より会議

本日は先ず低性能船舶買入法の一部を改正する法律案と、低性能船舶買入法の規定により国が買入れた船舶の外航船腹需給調整のためにする充拡に関する法律案を一括して議題に供したいと思ひますが、御異議ございませんか。

○委員長(植竹春彦君) 「異議なし」と呼ぶ者あり
して議題に供します。

○山縣勝見君 低性能船舶買入法の一部を改正する法律案及び低性能船舶買入法の規定により國が買入れた船舶の外航腹需給調整のためにする売扱に関する法律案、両者を二括して提案の趣旨の説明をいたしたいと思いますが、この両法案は先に国会において可決されまして、すでに法案が施行されておるのでありますするが、その後における

三四八

錄第十一號

參議院運輸委員會會議

買受けをいたすことができるようにならなければならぬ。たしたほうが適当と考えたのであります。

す。

かような趣旨の下にこの両法案を提出いたしたいと考えるのであります。が極く簡単に法案の内容を御説明申上す。

たいと思うのであります。先ず低性能船舶買入法の一部を改正

する法律案は、買入契約の目的物でもあります船舶で、運輸大臣が特別の必要があると認めて指定いたしましたる

項に定められております。大蔵大臣によると、
売払等の期限、及び第十七条に定められ
ておりますする買受人による解撤努力期
限、これらを併せて一年間延長され

の其臣、これをやれり（一九年間）是長
いたすことといたしたのであります。
但し当該船舶の引渡しの点はいろ／＼
な点を勘案いたしまして、昭和二十七

年三月三十一日までに行わなければならぬものといたしたのであります。な又低性能船舶買入法の規定により

り国が買入れた船舶の外航船腹需給調整のためにする売扱に関する法律案の内容を簡単に御説明申上げたいと思う

のでありまするが、先ほど提案の趣旨説明で申しました通り、当面外航船賃の需給が極めて逼迫いたしております

る関係上、運輸大臣が外航船腹の需給調整上改造することが必要と認めるものにつきましては、すでに低性能船舶

買入法によつて國が所有權を取得いたしました船舶について、大藏大臣は當該買入船がいを運輸大臣の指示すると

については、低性能船舶買入法の一部を改正する法律案として、今回修正いたしました第十七条の二の第一項の規定、これらを当然准用いたすことになったのであります。なお又重ねて、低性能船舶買入法の第十七条は、当該船舶の解撤の義務に関し、又第十八条はそれらの船舶に関して譲渡等の禁止いたしておる条項であります。これは考えようによりましては、あえてこの法律の中に規定いたしました必要がないとも考えられます。が、一応注意規定といたしまして、この規定を法案の中に盛りましたような次第であります。

大体さのような趣旨の下に、なお又さ

よ的な内容の下にこの両法案を提出い

たしました次第であります。一応御

説明を申上げまして、御質問等がありま

といたしまして、この規定を法案の中

に盛りましたように考えます。

○委員長(植竹春彦君) 次に専門員の

報告を求めます。

○専門員(岡本忠雄君) この両法案と

も極めて内容は簡単なことでございま

すし、特に低性能船舶買入法の一部を

改正する法律案については、一年間延

期するという点にとどまりますから、

何ら御報告申上げる点もないと考えま

す。それからもう一つの特別法につきましても、法律条文の書きかたにつきましては、法律条文の書きかたにつきまして多少の疑問がござりますけれども、これはいずれ質疑におかれまして、委員から御質問があるそこでございますから、重複しますので、特に御報告申上げることもないように考えます。

○委員長(植竹春彦君) それでは次に質問に移ります。どうぞ順次御発言を願います。

○小泉秀吉君 提案者に対してもよつと伺いますが、本法の第一条の目的に反するの法との目的を対比して見ますと、本法は単独法であるというように思いました。更に本法の第四条に、船舶買入法の第十七条及び第十八条の適用除外を規定しておるのははどういうわけですか伺いたい。これは私の今伺つていますのは、低性能船舶買入法の規定により国が買入れた船舶の外航船腹需給調整のためにする売扱に関する法律案に関し

ての御質問であります。

○山縣勝見君 二点の御質問でした

○小泉秀吉君 第十七条及び十八条の適用除外の規定をしているのは、本法第四条はどういうわけかということです。低性能船舶買入法の条文を除外するといふような……。

○山縣勝見君 これは先ほど御説明を

ちよつと申上げたのであります。が、

第十七条の解撤義務、第十八条の譲渡

等の禁止の条項は、考えようによりま

しては、或いはあえて条文の中に盛る

必要もないと考えたのであります。が、

むしろ注意規定としてそこに盛りまし

たが、法律の解釈上明確であろうと思

つて盛りましたのであります。この点

更に考えていたした次第であります。

○小泉秀吉君 それに関連して伺いま

すが、本法の目的は、國の買入船がい

つて、外航に供するということは結構と思

うのです。それから買入船がいの払下

能船舶法の第十八条の適用除外によつ

て担保に供するということは結構と思

うのです。それから買入船がいの払下

能船舶法の第十八条の適用除外によつ

れた船を改造するということと、この二つの間にはとにかく船腹を得るという時間的な問題と、それから改造と新造、若しくは買入の費用との差額と、それから資材の有効利用ということと、この三つを大体考へられるわけですが、そういうふうなことの意味でございましょうか。

○山縣勝見君 全く御説の通りであります。新造は御承知の通り大体最低十カ月かかります。それから資材が相当かかります。それから船価が高い、ここで問題になるのは船腹の拡充といふことが非常に緊急を要するといふことがあります、一方に偏してはいけない。だから新造を根幹として、買船し、或いは改造する。而もそのコンビネーションは海運政策からやらなければならん。大体御承知の通り新造は四十万トンと申しておりますが、三十五万トンくらい、改造が約十八隻、それから買船がここでいろいろのうち、約五十億程度と、いふことであります。そのコンビネーションはやはり考えて行かなければならぬのであります。

○仁田竹一君 そうしますとあれでしょ、改造して使用し得ると大よそ見当の付きまするようなものは、トントン数でどのくらいある見込ですか。

○山縣勝見君 大体今考えておりますのが五隻であります。

○仁田竹一君 船腹で何隻ですか、買入れが決定しておるのは……。

○山縣勝見君 御説明申上げます。大買入予定は当初は六十万重量トンと申しておりました。二百十五隻、六十万重量トン、それに對して約一十七億円予算上取つておつたわけでございま

すが、申込が百五十七隻、四十三万七千六百九十二トン、デッドウエイト、その後現実に引渡しが済みました船腹は九十四隻、四十二万六千百十一重量トン、そのうち三隻ほどが不適格船で、百五十九隻、十六万五千八百九十九重量トン、まだ引渡しがないのが十八隻、五万五千五百二十重量トンあります。そのうち大体十隻が買入予定になつてるのであります、二万一千六百三重量トントン、そのうちいろいろな関係で取消し、又は解除がありましたのが三十九隻、十六万五千八百九十九重量トン、ますます、一括いたしまして議題とだ引渡しがないのが十八隻、五万五千五百二十重量トンあります。そのうち大体十隻が買入予定になつてるのであります、これが先ほど御説明申上げました期間延長をいたすべきものであります。そのほかに大体五隻、三万七千五百六十重量トン、これだけが大体改造いたしまして、クラスを取つて、そろそろこれから外航の適格船としてのクラスを取りますものが五隻、約三万七千トントンであります。

○委員長(植竹春彦君) ほかに御質問ございませんか。それでは御質問がなければ、討論に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(植竹春彦君) 全会一致でござります。なお委員長の報告等爾後の手続は、慣例によりまして委員長に御一任お願ひいたしまして、例により多数意見者の御署名を願います。

多數意見者署名

岡田 信次	小泉 秀吉
高田 寛	仁田 竹一
山縣 勝見	内村 清次
小酒井義男	高木 正夫
前田 穂	松浦 定義

○委員長(植竹春彦君) 次に船舶職員法を議題といたします。前回に引き続き、順次質疑を願います。

○小泉秀吉君 この間もちよつと質問をして少しわからぬところがありましたが、重ねて質問をすることになりますが、五条の第二項、それから四条を設置法に海上保安審議会というのが幸いございますので、こういう機関で諸々意見を徴するような場合には、保安庁等しく運輸省令できめるということになりますが、五条の第二項、それから四条の二項、それから九条のやはりこれら二項であります、こういうところに決していたしました。討論は順次贅否を明瞭にして御発言願いたいと思いまして、いかにも試験委員のような者を作つては如何かと、いつお説でございました。こういう点は我々も実は考へて見たのでございますが、今回試験委員会のようなものを設けませんでしたのは……、

〔委員長退席、理事小泉秀吉君委員長席に着く〕

こういう問題で仮にそういう第三者の意見を徴するような場合には、保安庁特にその問題ははつきりとここには表現いたしませんでしたが、実行上はその通り、そういうふうにする考え方であります。それで試験の細かい事務的規定は全部施行規則に盛るつもりでございます。

○政府委員(松平直一君) 私のほうで特にその問題ははつきりとここには表現いたしませんでしたが、実行上はその通り、そういうふうにする考え方であります。それで試験の細かい事務的規定は全部施行規則に盛るつもりでございます。

○理事(小泉秀吉君) もう一点伺いまが、附則の第十項と申しますが、「海上保安廳長官は、この法律施行の際、現に船舶の運航、機関の運転又は無線電信による通信に関する技術を教授する学校に在学している者がその学校を卒業後初めて試験を受ける場合に、運輸省令の定めるところにより、

理由 二十トン以下の漁船の船長はおおむね永年漁業に従事している漁民が自らその職に當つてをり、事實上漁民であり経営者であり、船長であるものが多く、これに直ちに本法の試験制度を適用されるに於ては、現在の漁民に非常な脅威を与えることとなる。よつて現在その職にある経験者に対しては、その経験を尊重し、暫定的措置を講ずることが必要である。

こういう申出がありましたのですが、これについて一応政府委員のお考えを伺いたい。

〔理事 小泉秀吉君退席、委員長着席〕

○政府委員(松平直一君) 政府といたしましては、小型船舶操縦士の資格を作りまして、これを今回総トン数二十トン未満の各地の船舶に適用しますことは、從来適用しなかつたものに新しい免状を出し試験を行うということになりますので、その影響するところが非常に大きいということは十分承知をいたしております。従つて只今の水産委員会からのほうの御発議の内容に関しましても、我々のほうは十分慎重考慮をいたしました結果、初めて試験を行いますのであります。この試験をいわゆる試験というような考え方をいたしませんで、むしろこの試験を通じまして小型船舶に乗組む者の海事の知識とか思想、そういうものをむしろ啓蒙指導するというような建前を最初はとらないやならない。従つて恐らく我々は試験をいたしましても、これに對して非常に苛酷な試験をいたしまして、現在の船長なり乗つておる者が、直ちに船を降りなければならんという

ような、何と申しますか、困難な事態が生じないように適当に措置をする考えなのでござります。特に又法は施行されましても、三年間の猶予期間を設けておりますので、この間に適當な知識あるものが原因している場合が甚だ多いことを吸収してもらえば、小型船舶操縦士の試験を実行しましても、御心配のようないな事態を起さないで済むのではないか、こう考えております。

○小泉秀吉君 只今の水産委員会から委員長に申出て来たことは、当委員会としては、やはり何かそれを、今私は

委員長に代つて政府委員の御意向を一應伺つたのですけれども、当委員会と

してはそれを聞き放しにして置くべきでしようか、何かやはりそれに対しても

意見をきめるべきであらましようか。

○委員長(植竹春彦君) これにつきましては、本法律案につきましては修

正の御意見も、大体委員会の委員の中におありのよう承わつております

し、又只今小泉委員からのお話のよう

に、水産委員長として修正の点が送付されて参りましたのですが、先づこの問題につきまして慎重な取扱をいたし

ますためにお伺いいたしますが、

○小泉秀吉君 私は政府に一遍伺いたいのは、大体この今の水産委員会から

言つて來られたような二十トン未満の船に、今お話をのようなもう極めて簡単な試験らしいものをして、そして適

当な小型船免状といいますか、それを

やるという意味が、恐らくは從来特に

そういう小さな漁船その他の船との

関係事故が起りました時分に、大休船

が、只今のような海難を防止する上に

非常に役立つものと考えて制度を作り

いて、言つて、運航上衝突予防規則とい

うようなものに対し無智に近いよう

なことが原因している場合が甚だ多い

ことを吸収してもらえば、小型船舶操縦士

の試験を実行しても、御心配のよ

うな事態を起さないで済むのではない

か、こう考えております。

○小泉秀吉君 只今の水産委員会から

委員長に申出て来たことは、当委員会

としては、やはり何かそれを、今私は

委員長に代つて政府委員の御意向を一

應伺つたのですけれども、当委員会と

してはそれを聞き放しにして置くべき

でしようか、何かやはりそれに対しても

意見をきめるべきであらましようか。

○委員長(植竹春彦君) その点につ

いて多少の御不安を持つていらつしや

りますが、まだこの点につきま

しては、小泉委員が主査になられまし

て、然るべくお取計らい願つてよろし

いりますが、それとも只今各党、

各会派から或いは出て頂きますか。

○委員長(植竹春彦君) 只今の高田委員の御発言如何でしよう。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(植竹春彦君) ではさよう決

定いたしまして、御審議下さる委員は

どなたとどなたかとということにつきま

しては、小泉委員が主査になられまし

て、然るべくお取計らい願つてよろし

いりますが、それとも只今各党、

各会派から或いは出て頂きますか。

○委員長(植竹春彦君) それは一つ委員長と小泉

さんにて一任して結構だと思います。

〔そのほうがいいでしよう」と呼ぶ者あり〕

○委員長(植竹春彦君) その点につきま

しては、この問題は、國家試験のほうのやりかたと、それからそれを

受けける者のその実情と、これが非常に

何年かの空白ができる。大型のほうは

相当立派な船もだん／＼殖えて行くと

いうときには、やはりそういう航海技術

なり規則なりといふものの知識に非常

ふうなことで、本法制定の趣旨から言

うと板挟みになるよう思つ。それ

に対する政府の御見解或いは御対策があれば……。

○政府委員(松平直一君) 御趣旨の点

は確かにそうで、小型船舶操縦士の資

格を作りましたのも全くその目的のた

めたつたわけでござります。併し実

際問題としまして二十トン未満のこ

ういう船舶に乗つておる者は、殆んど字の書けない、名前すら書けない者

が多いという実情もございましょう

し、恐らく試験といふようなものを受けたことがなく、試験場へ出ますれば

まともに口もきけないと云ふような、

何かと思ひますが、如何でありますよ

う。

○高田寛君 今の委員長のお話のよう

ます。それでこの免状を出しますこと

が、只今のような海難を防止する上に

ます。それが如何でしよう、この主査とい

うのは、これは御専門の小泉委員に一

つお願いして主査になつて頂いておま

とめ願えは結構だと思います。

○委員長(植竹春彦君) 只今の高田委員の御発言如何でしよう。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(植竹春彦君) ではさよう決

定いたしまして、御審議下さる委員は

どなたとどなたかとということにつきま

しては、小泉委員が主査になられまし

て、然るべくお取計らい願つてよろし

いりますが、それとも只今各党、

各会派から或いは出て頂きますか。

○委員長(植竹春彦君) それは一つ委員長と小泉

さんにて一任して結構だと思います。

〔そのほうがいいでしよう」と呼ぶ者あり〕

○委員長(植竹春彦君) その点につきま

しては、この問題は、國家試験のほうのやりかたと、それからそれを

受けける者のその実情と、これが非常に

何年かの空白ができる。大型のほうは

相当立派な船もだん／＼殖えて行くと

いうときには、やはりそういう航海技術

なり規則なりといふものの知識に非常

ふうなことで、本法制定の趣旨から言

うと板挟みになるよう思つ。それ

に対する政府の御見解或いは御対策があれば……。

○政府委員(松平直一君) 御趣旨の点

は確かにそうで、小型船舶操縦士の資

格を作りましたのも全くその目的のた

めたつたわけでござります。併し実

際問題としまして二十トン未満のこ

ういう船舶に乗つておる者は、殆んど字の書けない、名前すら書けない者

が多いという実情もございましょう

し、恐らく試験といふようなものを受けたことがなく、試験場へ出ますれば

まともに口もきけないと云ふような、

何かと思ひますが、如何でありますよ

う。

○高田寛君 今の委員長のお話のよう

ます。それでこの免状を出しますこと

が、只今のような海難を防止する上に

ます。それが如何でしよう、この主査とい

うのは、これは御専門の小泉委員に一

つお願いして主査になつて頂いておま

とめ願えは結構だと思います。

○委員長(植竹春彦君) 只今の高田委員の御発言如何でしよう。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(植竹春彦君) ではさよう決

定いたしまして、御審議下さる委員はどなたとどなたかとということにつきましては、小泉委員が主査になられまして、然るべくお取計らい願つてよろしくおられますが、それとも只今各党、各会派から或いは出て頂きますか。

○委員長(植竹春彦君) それは一つ委員長と小泉さんにて一任して結構だと思います。

〔そのほうがいいでしよう」と呼ぶ者あり〕

○委員長(植竹春彦君) その点につきましては、この問題は、國家試験のほうのやりかたと、それからそれを受けける者のその実情と、これが非常に

何年かの空白ができる。大型のほうは

相当立派な船もだん／＼殖えて行くと

いうときには、やはりそういう航海技術

なり規則なりといふものの知識に非常

ふうなことで、本法制定の趣旨から言

うと板挟みになるよう思つ。それに対する政府の御見解或いは御対策があれば……。

○政府委員(松平直一君) 御趣旨の点

は確かにそうで、小型船舶操縦士の資格を作りましたのも全くその目的のためたつたわけでござります。併し実

際問題としまして二十トン未満のこ

ういう船舶に乗つておる者は、殆んど字の書けない、名前すら書けない者

が多いという実情もございましょう

し、恐らく試験といふようなものを受けたことがなく、試験場へ出ますればまともに口もきけないと云ふような、何かと思ひますが、如何でありますよ

う。

○高田寛君 今の委員長のお話のよう

ます。それでこの免状を出しますこと

が、只今のような海難を防止する上に

ます。それが如何でしよう、この主査とい

うのは、これは御専門の小泉委員に一

つお願いして主査になつて頂いておま

とめ願えは結構だと思います。

○委員長(植竹春彦君) 只今の高田委員の御発言如何でしよう。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(植竹春彦君) ではさよう決

定いたしまして、御審議下さる委員はどなたとどなたかとということにつきま

しては、小泉委員が主査になられまして、然るべくお取計らい願つてよろしくおられますが、それとも只今各党、各会派から或いは出て頂きますか。

○委員長(植竹春彦君) それは一つ委員長と小泉さんにて一任して結構だと思います。

〔そのほうがいいでしよう」と呼ぶ者あり〕

○委員長(植竹春彦君) その点につきましては、この問題は、國家試験のほうのやりかたと、それからそれを受けける者のその実情と、これが非常に

何年かの空白ができる。大型のほうは

相当立派な船もだん／＼殖えて行くと

いうときには、やはりそういう航海技術

なり規則なりといふものの知識に非常

ふうなことで、本法制定の趣旨から言

うと板挟みになるよう思つ。それ

に対する政府の御見解或いは御対策があれば……。

○政府委員(松平直一君) 御趣旨の点

は確かにそうで、小型船舶操縦士の資格を作りましたのも全くその目的のためたつたわけでござります。併し実

際問題としまして二十トン未満のこ

ういう船舶に乗つておる者は、殆んど字の書けない、名前すら書けない者

が多いという実情もございましょう

し、恐らく試験といふようなものを受けたことがなく、試験場へ出ますればまともに口もきけないと云ふような、何かと思ひますが、如何でありますよ

う。

○高田寛君 今の委員長のお話のよう

ます。それでこの免状を出しますこと

が、只今のような海難を防止する上に

ます。それが如何でしよう、この主査とい

うのは、これは御専門の小泉委員に一

つお願いして主査になつて頂いておま

とめ願えは結構だと思います。

○委員長(植竹春彦君) 只今の高田委員の御発言如何でしよう。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(植竹春彦君) ではさよう決

定いたしまして、御審議下さる委員はどなたとどなたかとということにつきま

しては、小泉委員が主査になられまして、然るべくお取計らい願つてよろしくおられますが、それとも只今各党、各会派から或いは出て頂きますか。

○委員長(植竹春彦君) それは一つ委員長と小泉さんにて一任して結構だと思います。

〔そのほうがいいでしよう」と呼ぶ者あり〕

○委員長(植竹春彦君) その点につきましては、この問題は、國家試験のほうのやりかたと、それからそれを受けける者のその実情と、これが非常に

何年かの空白ができる。大型のほうは

相当立派な船もだん／＼殖えて行くと

いうときには、やはりそういう航海技術

なり規則なりといふものの知識に非常

ふうなことで、本法制定の趣旨から言

うと板挟みになるよう思つ。それ

に対する政府の御見解或いは御対策があれば……。

○政府委員(松平直一君) 御趣旨の点

は確かにそうで、小型船舶操縦士の資格を作りましたのも全くその目的のためたつたわけでござります。併し実

際問題としまして二十トン未満のこ

ういう船舶に乗つておる者は、殆んど字の書けない、名前すら書けない者

が多いという実情もございましょう

し、恐らく試験といふようなものを受けたことがなく、試験場へ出ますればまともに口もきけないと云ふような、何かと思ひますが、如何でありますよ

う。

○高田寛君 今の委員長のお話のよう

ます。それでこの免状を出しますこと

が、只今のような海難を防止する上に

ます。それが如何でしよう、この主査とい

うのは、これは御専門の小泉委員に一

つお願いして主査になつて頂いておま

とめ願えは結構だと思います。

○委員長(植竹春彦君) 只今の高

の高知通運株式会社といふものは、各県の通運事業が昨年春から複数化されおるにかかわらず、本年の二月の末まで独占業者であつた関係で、鉄道運賃は荷主から殆んど収受されておると思われる。国鉄に後払いの運賃を滞納する半面に所有トラックが今まで二十輛しかなかつたものを一躍百十輛に増加しておる。それから倉庫業に手を出するために、建坪三千坪の大倉庫を新築しておる。又、數カ所に支店を新築するなど、他の通運業者、トラック業者が苦境に喘いでおつた際に、非常に積極的な経営をしておる。又同社の社長の父親が、時価百万円を出ると言われるところの私宅を新築しておる。又この際材木購入のため、高知通運の約束手形が出されたと言われておる。こういふやうな会社の実態を当局は実際調べておるかどうか。調べて……、ただ割合いで、ほかの会社に対してもそういう手を打たずして、そういうような即ち寛恕な処置をどういう工合でとつておられるか、その点を一つ……。

○政府委員(中村豊君) 通運事業界と

言わば、トラック界と言わば、非常

に荷主からの収入を回収できない、い

わゆる未収金が非常に多いために、經

営が不振であるということは御承知の通りであります。従いまして通運におきましては、荷主からの未収金が多いおきましては、荷主だけ免許されたために鐵道に対する納金が滞りがちである。こういうようのが一般的にありますので、我々といたしましては高知通運に対してかような事情が相当あつて、国鉄に対する納金が遅れておる、かように理解しておつたので、それでいろいろ双方の間に話合いがつきまして円満に妥結しましたならば、将

來の再建の見通しが立つたならば、それでいいことだと思つておつたわけでありまして、社長の父親の私宅の問題題は、まだ独立業者であつた関係で、鉄道運賃は荷主から殆んど収受されておると思われる。国鉄に後払いの運賃を滞納する半面に所有トラックが今まで二十輛しかなかつたものを一躍百十輛に増加しておる。それから倉庫業に手を出するために、建坪三千坪の大倉庫を新築しておる。又、數カ所に支店を新築するなど、他の通運業者、トラック業者が苦境に喘いでおつた際に、非常に積極的な経営をしておる。又同社の社長の父親が、時価百万円を出ると言われるところの私宅を新築しておる。又この際材木購入のため、高知通運の約束手形が出されたと言われておる。こういふやうな会社の実態を当局は実際調べておるかどうか。調べて……、ただ割合いで、ほかの会社に対してもそういう手を打たずして、そういうような即ち寛恕な処置をどういう工合でとつておられるか、その点を一つ……。

○政府委員(牛島辰彌君) 通運事業界と

言わば、トラック界と言わば、非常

に荷主からの収入を回収できない、い

わゆる未収金が非常に多いために、經

営が不振であるということは御承知の通りであります。従いまして通運におきましては、荷主からの未収金が多いおきましては、荷主だけ免許されたために鐵道に対する納金が滞りがちである。こういうようのが一般的にありますので、我々といたしましては高

とか、さようなことまでは我々として

は、実は知ることができなかつたので、

そういうほうに納めるべき金が廻つて

いたというようなことは全然存じてい

なかつたわけであります。

○内村清次君 高知県では昨年の三月

五つの業者が出願をいたしておつたと

聞いておりますが、その通りでありますか。

○政府委員(牛島辰彌君) 昨年の三月

十五日の締切りで告示をいたして最

初は六つ出たわけでございます。その

うち本省の陸運局に参りますまでに一

つ取下げまして、更に本省に申達後一

つ取下げをして、結局最後まで残りま

したのは四つござります。

○内村清次君 他府県では大体三カ

月以内にどしく新規免許が決定され

ておりますにかかるべく、漸く昨年の末の

十二月の二十日、高知県の陸運株式会

社に免許されたようですが、高

知県の既存運業者は全国一の鉄道運

賃を滞納しておる。これは先に申しま

した通りに滞納しておるというのにか

かわらず、荷主が多大の不便を感じて

おるのを知りながら、出願してから數

ヵ月間で高知県だけ免許された。これ

につきましては先ほど私が申上げまし

たように、非常にこの裏におきまして

相当の疑惑が持たれた点が世論化して

おるというのでありますか、この免許

の経緯について承わりたい。

○政府委員(牛島辰彌君) 高知県の最

後まで残りました出願者のうち三つは

全然貨物運送事業者、トラック事業者

であります。もう一つは藍業会社でござ

いません、同時にトラック事業の経

営も行なつておりますが、三つは純粹のトラック事業者でございます。この高知県のトラック事業者は他府県とや転を異にいたしまして、これらのものも全然を主たる事業区域として、トラック事業におきましても、非常に競争を激しくやつて参つたものであります。これらのものが同時にこの通運事務の免許の出願をいたしたわけでございます。この三つうちほぼトラック事業者としての力が平均しておりますと普通に言われておつた会社でございまして、而も日々行われております仕事が、而も日々行われております仕事が、全県を主たる事業区域としまして、同一の場所において競争を行なつておるというような会社でございまして、これが同じ通運事業の免許申請をする、而もその免許につきましては高知の程度の取扱数量のありますところにおきましては、この三つを認めるということは到底できないものであります。從いましてどうしてもここで或る程度の選択をしなければならない、こういう実際上の問題があります。この点からいたしまして、事務当局といたしまして、これらの申請書を受付けまして、事務的にこれをいろいろ整理をいたしまして、運輸審議会におきましては、六月のたしか末だったと思いますが、聴聞会を開催したわけであります。この開会を開始したわけであります。この開会におきましては三社或いは四社の意見を聞きましても、その場所において得られました各種の事項につきまして審議会自身の意見決定をなさるのでございます。それを以て大臣に答申されるわけでございましたが、この点をお調べになつたかどうか。

○政府委員(牛島辰彌君) 審議会は公聴会、或いは聴聞会を開催いたしましたが、さてその場所において得られました各社に委託したところの既成の運送業者で、その場所において得られました各社に依存していたか、一般的のトラックの仕事もやつていていたかというお話をございますか。

○内村清次君 トラックの問題じやないのです。即ち荷主関係のあるところのこの小運送のそういう場所の対抗にございましたところの合同運送会社といふものが、これは鉄道のホームを使つてはその権限につきましていろいろ人の意見を徵することができるこ

とにあります。なつておりますが、その両方面からい

たしまして実際の行政運用からいたしまして事務局の意見を審議会とし

て審議会の意見決定をなさる前に微

ら運輸審議会から大臣宛の答申を頂いたのが十二月の上旬であったと思いま

す。従いましてその処分が決定いたしましたのは十一月の二十日ということになつておるわけであります。

○内村清次君 そういたしますと、この処分が決定いたしましたのは十一月の二十日ということになつておるわけであります。

○内村清次君 その結果、この問題の重点の一つ

は、ここにこの問題の発生の原因があるのです。いわゆるその駅に対する

ところの貨物取扱いのトン数によつて、

は又は一つの会社に限定をしようと、

これが二つの免許を許すとか、あるいは

二つの免許を許すとか、あるいは

二つの免許を許すとか、あるいは

ればならんということになります。場合によりましては多少私は財政上の都合によりましては多少私は財政上の都合によりましては、辛抱しなければならない点もあるかと思つております。場合によりましては多少私は財政上の都合によりましては、辛抱しなければならない点もあります。なお現在の予算の詳細につきましては、航空庁の次長が参つておりますので、次長より詳細申上げたいと思います。

○政府委員(大庭哲夫君) それでは現在我のほうから大蔵省へ提出してあります予算につきまして、数字をちよつとラウンド・ナンバーで申上げます。私のほうで今大蔵省へ持出してあります数字は、大体におきまして緊急を要するもの、それから次の施設といふものの二つに分けまして、それを一貫して大蔵省へ要求しております。緊急を要するものとしましては、大体飛行場の今度使います八つの飛行場につきまして通信施設、それから待合室その他会社が使う施設と政府が扱う施設、これだけを緊急施設として要求してありますが、これが大体二億六千万円くらいの金になります。そのほかに政府としまして要求しましたのは、仙台の松島の飛行場が汽車で行きまして一時間半の距離にある、これは旅客に相当不便でありまして、仙台の近くに霞日という飛行場がありますが、これを整備してはどうか。この整備費としまして大体八億円の金を要求しております。それから北海道に行きましたして千歳の飛行場が大体四十分、五十分の時間を要しますので、札幌の近郊にあります丘珠の飛行場を整備したい、これは滑走路があります

が、その滑走路の補強というものにつきまして、それからその他通信施設を入れまして大体三億円の金を要求いたしました。そのほか大阪の飛行場の滑走路の補強、これが大体一億であります。合せまして、先ほど申しました緊急を要する金の一億六千、それと経費を合せまして大体十六億という金を大蔵省に要求してあるわけであります。

とも先に延ばすことのできる事柄は又正常なる手続を以ちましてやりたい、そういうよろづな基本の考え方に基きまして交渉を進めておるわけでござります。見通しということは甚だ困難なことでござりまするが、私どもとしましては近日中に何らかの打開ができるのじやないかというふうに考えております。

○高田寛君 そうしますと結局東京、大阪、福岡とこれだけが新聞に伝えられたように六月ぐらいから航空が始められる。そのほかのはまだいつから始められるか見通しはつかん、こういうことになりますか。

○説明員(秋山龍君) 私どもとしては先ほど大臣のお話にもございましたように、南のほうでは岩国、名古屋を、北のほうでは仙台、青森、札幌といろものに最小限の緊急施設というもののだけをやりまして、できる限り一齊に始めたい。若し何らかの都合で遅れましたくても、極く僅かの差にして始めたい。これは航空機の運用の見地から申しますても、これだけをやりませんと、十分に能率的な航空機の運営はできないわけであります。而も交通の重要性から申しましても、最小限これだけのものは民間航空管制としてはなけれども、民間航空制としてはなればならん分ではないかと考えております。

○高田寛君 いま一つ伺いたいのですが、今飛行場は軍が使用しておるものですが、結局ここのが納庫とか、それから待合室とか、こういうものは共用させてもらつて見る見通しでしようか。

○説明員(秋山龍君) できるだけそういふうにはしてもらいたいというふうに折衝いたしたのであります、目とで

下設備のござりますのは羽田だけでもございまして、羽田は御承知の通り国際航空港として非常な多忙な状況になつております。なか／＼使用を認めてもらつことが困難でござります。従つてその他のところにおきましては殆んど見るべき設備はないのでございまして、どうしてもこれは設備をしなければいけないと思つておるわけでござります。

上げましたたのように北海道の特殊性を十分考えられたいと、かように考へるのあります。特に現地におきましては、講和を直前に控えまして北海道の動きといふものは、非常に変つた観点に立つていろいろの問題を見つめておるような現状であるわけであります。三、四年以来から僅かの経費で以て若し実現ができるとするならば、北海道だけ片手落ちなよくな处置を講じられるということは、或いはその考え方によつてはそうちした政府に対する疑問の眼を持たせる、或いは又非常に北海道に対する認識といふものが非常に薄いんだというふうに疑問を持たせるといふことは、非常に私といたしましても、或いはこの際政府といたしましてもお考へを願いたい。かように考へますので、大蔵省といたしましてもいろいろな事情はありましようけれども、そういうつた事情を十分御考慮願いまして、特に大臣からこうした面も含められまして、今後の実現方に是非一つ最善の御努力を願いたいと、かよう考へるわけでありますが、現地からも電報等で相当最近新聞紙上で見たがこうだといふようなことで要望が参つておりますので、是非ともこの点を御留意願いまして、只今お話になりましたよう決意を以て是非一つ北海道の線も一様に実現されるようにお願いして置きたいと思います。

ありまして、全然御同感であります。北海道を継子扱いにして考へて行くと、いうようなことは御承知の今日この小さな国に入八千万も追込まれてゐる関係から見ましても、特に最近の事情から考えて北海道の重要性を痛感いたしております。只今の御意見の御趣意は私どもその線に沿うて行きたいと考えてありますから、及ばずながら、微力ながら最善を尽して参りたい、と考えておられます。

○高田寛君 ほかに御質問もなければ、ちよつと速記を止め……。

〔速記中止〕

○委員長(橋竹春彦君) 速記を始め

○内村清次君 先ほど中村業務部長からトラックを使用して通運事業をやつておつたものは高知県の陸運株式会社だけである。勿論これには通運会社も当つてはあります。

○内村清次君 併し他の運送会社は労務者をもこ

やつておつたものは高知県の陸運株式会社だけである。勿論これには通運会

社も当つてはあります。

○内村清次君 併しこの問題は少しおつたものはないかどうかといふ

ような問題につきましては、私は少し

疑義があるのですが、併しこの問題はあとに譲ることにいたしまし

て、今回免許を受けましたところの高

知県の陸運株式会社の性格につきまし

て私が調査したところによります

と、高知元貴族院議員で、元自由党の

高知県の支部長であつたところの野村

茂久馬といふ人物がおつた、この三男

の野村義久といふ人が既存の通運事業

であるところの高知通運株式会社を経

営して、茂久馬氏の長男が死亡いたし

て、現在孫の野村健一郎氏が野村産業

株式会社としてトラックとハイヤー業

を經營しているほか、この野村産業は、今回免許を受けたところのトラック業者であるところの高知県の陸運株式会社の株を五〇%もひそかに所有している、いわゆる野村コンツエルンとして、陸運会社に新規免許を与えていることは、通運事業法にあります。よくなして、言われているのであります。この陸運事業が自由公正な競争によつて国民の利便を増進することを一つの大好きなこと、いといたしております以上、この目的が実際において達せられるかどうか、社が同じくトラック業を經營しているの

又それ以上に独占禁止法を心配いたしましたので、昭和二十四年三月を以て野村系統から断ち切られた高知県陸運は全く別個の形体になつたということが、さよなることが確認されましたので、免許のときに当りましては同一系統の関係はないから、独禁法の違反ではないと、かように断定したわけございります。この点に関する運輸省及び運輸審議会の審査については必要にして十分であつたと、かように存じております。

○政府委員(中村豊君) 只今お話のよ

うに既存会社の高知通運と、それから野村産業と、それから今度免許になりました他の会社からすでに提訴されたのであつて、而もこれは当然公正取引委員会としては取上げべき問題と申しますと語弊がありますが、申請いたしました他の会社からすでに提訴されたのであつて、而もこれは当然公正取引委員会としては取上げべき問題である。而して現地調査もやつておる問題である。そこでこの陸運会社の株を野村産業が五〇%所有して、野村だけが

あるといふ風評とか話はいろ

いろ我々の耳にも入りまして、審議の途中において……そこでその点が若し

さようありますれば、高知県陸運を

免許することは独占禁止法違反にもな

りますし、その免許の効力が問題にな

るのですから、その点は十分に審査し

たわけございます。それで聽聞会におきまして関係人からいろいろ聞く

とき、或いは現地調査をしたりいたしま

したのですが、そういうふうな野

村系統であるという関係は、過去に成

立の過程の途中においては確かにあつ

たのであります。昭和二十四年三月に野村産業が一般貸切トラック事業の免許を受けたのであります。そのとくに同業となるべき高知県陸運というトラックの株式を、昭和二十四年三月にすつかり他に譲渡して処分してしまつた。野村の中からすつかり離してしまつたということが明らかになりましたので、昭和二十四年三月を以て野村は以前野村産業の社員であつたが、統合整理後派遣せられ陸運会社の常務に任じられて今日に至つておるということは以前野村産業の持株は独禁法の施行直前に、昭和二十二年七月頃個人名義に書換えられておるけれども、その個人名義の主といふものは、西山徳治、上田鶴一、北代俊夫、野村健一郎、安岡丑太郎の五名と供述しております。これらが野村産業の持株はすべて野村の一族か、その使用者である、この野村産業のトラック免許には、陸運会社以外のトラック業者が独禁法違反であると反対しておきます。この点に関する運輸省及び運輸審議会の審査については必要にして十分であつたと、かように存じております。

○内村清次君 その点は今競争と申しますと語弊がありますが、申請いたしました他の会社からすでに提訴されたのであつたと、かように存じております。この点に関する運輸省及び運輸審議会の審査については必要にして十分であつたと、かのように存じております。この点を一つ……。

○政府委員(中村豊君) 只今お話のよ

うに既存会社の高知通運と、それから野村産業と、それから今度免許になりました他の会社からすでに提訴されたのであつて、而もこれは当然公正取引委員会としては取上げべき問題である。而して現地調査もやつておる問題である。そこでこの陸運会社の株を野村産業が五〇%所有して、野村だけが

あるといふ風評とか話はいろ

いろ我々の耳にも入りまして、審議の途中において……そこでその点が若し

さようありますれば、高知県陸運を

免許することは独占禁止法違反にもな

りますし、その免許の効力が問題にな

るのですから、その点は十分に審査し

たわけございます。それで聽聞会におきまして関係人からいろいろ聞く

とき、或いは現地調査をしたりいたしま

したのですが、そういうふうな野

村系統であるという関係は、過去に成

立の過程の途中においては確かにあつ

たのであります。昭和二十四年三月に野村産業が一般貸切トラック事業の免許を受けたのであります。そのとくに同業となるべき高知県陸運というトラックの株式を、昭和二十四年三月にすつかり他に譲渡して処分してしまつた。野村の中からすつかり離してしまつたということが明らかになりましたので、昭和二十四年三月を以て野村は以前野村産業の持株は独禁法の施行直前に、昭和二十二年七月頃個人名義に書換えられておるけれども、その個人名義の主といふものは、西山徳治、上田鶴一、北代俊夫、野村健一郎、安岡丑太郎の五名と供述しております。この点を一つ……。

○内村清次君 今公取の判決の点をあなたのはうは桶にしておられるようですが、そこでこの紛争のために先の五名の名義といふものが更に安岡丑太郎、櫻谷瑞美、竹村義勝、それから宅間為夫、西山徳治、岡田保、中内宗輔、堀地良魚の八名の名義に書換えられました。こういうことは野村一族が野村の使用者で陸運会社の重役となつておるのであります。この先ほども答弁されておるよう、二月の中旬には公取引の委員が来られまして、そ

うして野村陸運会社を調査した結果、

提訴しようとしたところが、当時の運

輪省の一部で、反対業者を圧力を以て

公取の提訴を思い止ましめておる。

両者間に運送協定を行なつて、そらし

て野村産業に免許を与えた事実があり

ますかどうですか、この点は。

○政府委員(中村豊君) 只今お話のよ

うな点は寡聞にして我々聞いておりま

せん。ただその独禁法違反の点は確かに

あります。そこでこの陸運会社の株を野

村産業が五〇%所有して、野村だけが

あるといふ風評とか話はいろ

いろ我々の耳にも入りまして、審議の途中において……そこでその点が若し

さようありますれば、高知県陸運を

免許することは独占禁止法違反にもな

りますし、その免許の効力が問題にな

るのですから、その点は十分に審査し

たわけございます。それで聽聞会におきまして関係人からいろいろ聞く

とき、或いは現地調査をしたりいたしま

したのですが、そういうふうな野

村系統であるという関係は、過去に成

立の過程の途中においては確かにあつ

たのであります。昭和二十四年三月に野村産業が一般貸切トラック事業の免許を受けたのであります。そのとくに同業となるべき高知県陸運というトラックの株式を、昭和二十四年三月にすつかり他に譲渡して処分してしまつた。野村の中からすつかり離してしまつたということが明らかになりましたので、昭和二十四年三月を以て野村は以前野村産業の持株は独禁法の施行直前に、昭和二十二年七月頃個人名義に書換えられておるけれども、その個人名義の主といふものは、西山徳治、上田鶴一、北代俊夫、野村健一郎、安岡丑太郎の五名と供述しております。この点を一つ……。

○内村清次君 今公取の判決の点をあなたのはうは桶にしておられるようですが、そこでこの紛争のために先の五名の名義といふものが更に安岡丑太郎、櫻谷瑞美、竹村義勝、それから宅間為夫、西山徳治、岡田保、中内宗輔、堀地良魚の八名の名義に書換えられました。こういうことは野村一族が野村の使用者で陸運会社の重役となつておるのであります。この先ほども答弁されておるよう、二月の中旬には公取引の委員が来られまして、そ

うして野村陸運会社を調査した結果、

提訴しようとしたところが、当時の運

輪省の一部で、反対業者を圧力を以て

公取の提訴を思い止ましめておる。

両者間に運送協定を行なつて、そらし

て野村産業に免許を与えた事実があり

ますかどうですか、この点は。

○政府委員(中村豊君) 只今お話のよ

うな点は寡聞にして我々聞いておりま

せん。ただその独禁法違反の点は確かに

あります。そこでこの陸運会社の株を野

村産業が五〇%所有して、野村だけが

あるといふ風評とか話はいろ

いろ我々の耳にも入りまして、審議の途中において……そこでその点が若し

働きかけたというような事実はなかつたかどうか。そういう経緯を一つお話を願いたい。

○政府委員(牛島辰彌君) 事案によりましては、先般申上げましたように、必ずしも同じ程度の月日で免許になつております。中には或いは合併の問題、或いは又相互にいろいろ話し合いをするというようなこと、或いは私どものほうの調査において足りない点、或い

は公聴会がまだ実際に公聴会申請をされた人等の不慣れのために、いろいろ資料の不足するというような点から延びておるのもあるのでございまして、延びておる点が直ちに、これが只今御質問になつたようなわけには行かない点は御了承願いたいと思います。本件につきまして只今御指摘のように、林副総理の問題につきましては、私どもは全然閑知いたしておりませんことをここに重ねて申上げて置きたいと思います。

○内村漸次君 今、林副総理のことについて閑知しておらない、というお話をありましようが、これは野村健一郎、これは新聞にも掲載されてあります。

野村健一郎氏に林副総理が名宛をしたところの人物であつたか、或いは又追放されておるところの野村茂久馬という人が林副総理に直接頼みに来たのであるが、その点は林副総理の当時の新聞記者に対するところの答弁としてただ野村さんというよなことで表現されておるわけですが、これは明らかに、この野村茂久馬という人が林さんに対して働きかけて来ておる。野村茂久馬という人は先ほどから言つたように、四国におけるところの相当な支配力を持つた人である。この点は追放令違反の問題についてもやはりこの疑い

の関係で今相手方において提訴の準備中であると私は聞いておるわけであります。が、そういうようなことを全然知らなかつたというような当局の答弁といふものは、私はどうも納得が行かないと思ふのであります。が、これは再度聞きましても答弁は變らないだろうと思いますが、そこでこれはあとの問題に譲ることいたしますが、この、ところが自由党の参議院の人も実は高知通運の内部が紊乱して整理ができないなつておること、一千万円が帳簿に記載せられずに支出されておることから見て、はつきりしておるというようなことで、この高知通運の、即ち紊乱状態、独占的な運用の形態、こういう形態をはつきりいたされておるのであります。が、この点に対し過去を顧みて、いわゆる審議会の反対で、或いは又運輸省がこれを公正に取上げたという点について、幾らか干渉をされるような考え方はないかどうか。と同時に、他にあの高知の駅に対するところの荷扱いに對して他に免許をしないということ。これが将来長く保持される問題であるかどうか。この二点につきまして質問いたします。

○内村清次君 大体私の運輸省に対する質問はこれで終りますが、これは関連した問題もあります関係で、最近の機会におきまして運輸審議会の委員長、又これに関連されたところの委員のかたを是非呼んで頂きたい。この問題にも発言をやつておりますが、松村委員という人が相当關係しておるようにも私たちも認めております。それでこの松村委員の発言あたりもここにはつきりいたしておりますが、松村委員は御承知のことく林副総理の秘書か何かやつておった人であつて、当時運輸審議会の委員に、これは四国の……丁度運輸省の政務次官でありました加藤常太郎君が推薦したはずだ。これに対しまして社会党は挙つて反対をした人物である。その人物がどうも私たちの相見ておりまするときにおいて、その行動におきまして、相当自由党の人たちと連携をしてこの審議会の中においていわゆる免許自体に對して、自由党の諸君たちと相連携しておるような点を私は見受ける。これは私の熊本におけるところの問題にしても然りであります。私はこういう点につきまして、相当質問をしたいのでありますからして、どうか最近の機会において説明員として出席方を希望いたして置きました。

委員	高田 寛君	仁田 竹一君	山縣 勝見君
	内村 清次君	小酒井義男君	高木 正夫君
	前田 純君	松浦 定義君	
國務大臣	山崎 猛君	運輸大臣	政府委員
		運輸大臣官房長	運輸省海運局長
		荒木茂久一君	運動車局長
		岡田 修一君	運輸省自動車
		牛島 辰彌君	局業務部長
		中村 豊君	海上保安庁次長
		柳沢 米吉君	海上保安庁海事検査部長
		松平 直一君	航空厅次長
		大庭 哲夫君	事務局側
説明員	常任委員 会専門員 常任委員 會専門員	岡本 忠雄君 古谷 善亮君	運輸事務次官 秋山 龍君
三月十九日本委員会に左の事件を付託された。			
一、低性能船舶買入法の一部を改正する法律案（山縣勝見君外四名発議）			
國が買入れた船舶の外航船腹需給調整のためにする売払に関する法律案（山縣勝見君外四名発議）			

低性能船舶買入法の一部を改正する法律案
低性能船舶買入法の一部を改正する法律

低性能船舶買入法（昭和二十五年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第十七条の次に次の一条を加える。

（保管期間等の特例）

第十七条の二 運輸大臣が特別の必要があると認めて告示をもつて指定した船舶に係る第十五条から前条までの規定の適用については、これらの規定中「昭和二十六年」とあるのは「昭和二十七年」と読み替えるものとする。

2 前項の船舶については、その買入契約で定める引渡しの時期は、昭和二十七年四月一日以後であつてはならない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

低性能船舶買入法の規定により国が買い入れた船舶の外航船腹需給調整のためにする売扱に関する法律案

低性能船舶買入法の規定により国が買い入れた船舶の外航船腹需給調整のためにする売扱に関する法律

（売扱）

第一条 低性能船舶買入法（昭和二十五年法律第二百四十二号）の規定により国が所有権を取得した船舶（以下「買入船がい」という。）であつて、運輸大臣が外航船腹の需給調整上改造することが必要に

Digitized by srujanika@gmail.com

なつたと認めるものについては、大蔵大臣は、当該買入船がいを運輸大臣の指示するところにより船級協会の外航船としての船級を取得するに必要な改造を行うことを条件として、左の各号により売り拂うことができる。

- 一 当該買入船がいを政府に売却した者に対し、当該買入船がいの買入価格に、運輸大臣が当該買入船がいの対価を支払つた日から大蔵大臣が売払の対価を受け取る日までの日数に応じその買入価格に対して日歩二錢七厘の率をもつて計算した額をえた価格で売り払うこと。
- 二 前号によつて売り払うことが困難なときは、一般の例によつて売り払うこと。

(引渡)

第二条 大蔵大臣は、前条の規定により買入船がいを売り払つたときは、その対価の支払を受けた後でなければ当該買入船がいを買受人に引き渡してはならない。

(準用等)

第三条 低性能船舶買入法第十四条、第十五条、第十六条第一項第三項及び第十七条の二第一項の規定は、第一条の売払の場合に準用する。

第四条 第一条に規定する買入船がいについては、低性能船舶買入法第十七条及び第十八条の規定の適用はないものとする。

この法律は、公布の日から施行する。

附則

昭和二十六年四月六日印刷

昭和二十六年四月七日發行

參議院事務局

印刷者 印刷厅